

**新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した学生への  
2020年度 東北文化学園大学授業料減免制度について【Q&A】**

Q 1 「家計支持者」の定義等について

A 1 日本学生支援機構奨学金「生計維持者に係るQ&A【令和元年9月27日版】」に準じることとします。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/\\_icsFiles/afieldfile/2019/09/27/seikeizisya.pdf](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/_icsFiles/afieldfile/2019/09/27/seikeizisya.pdf)

Q 2 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の受給者も申請できますか。

A 2 申請できます。

Q 3 日本学生支援機構等の貸与型奨学金の受給者も申請できますか。

A 3 申請できます。

Q 4 2020年度後期休学中又は休学予定ですが申請できますか。

A 4 休学中の学生は申請できません。また、申請し減免制度が採用された後、休学した場合は、原則として減免後の授業料を納入いただきます。

Q 5 2020年度「高等教育無償化新制度」をこれから申し込む者でも申請できますか。

A 5 申請できますが、新制度に採用された場合は、新制度による支援が受けられ、適用された場合は、こちらが優先されます。

Q 6 家計基準について、家計支持者に給与所得とそれ以外の所得の両方がある場合は、どのように判断すればよいですか。

A 6 給与所得とそれ以外の所得を合計し、給与所得者の要件である841万円以下であれば、申請の対象となります。

ただし、給与所得以外の所得が355万円を超えている場合は、申請はできません。

Q 7 今年の所得見込の金額について、どのように算出しますか？

A 7 今年の所得見込の金額については、収入減少後の所得（給与所得者は給与明細の「総支給額」、給与所得者以外は「収入から経費を差し引いた額」）がわかる書類を基に算出してください。

【例】・1ヶ月分の所得を1.2倍する、3ヶ月分の所得を4倍する等。

・1月から8月までは所得実績の額、9月から12月までについては、収入が減少した月の所得を4倍した額を算出し、その合計額とする。

Q 8 「公的支援」とありますが、どのようなものが該当するのですか？

A 8 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例は下表のとおりです。

また、その定義等については、日本学生支援機構「新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関するQ&A【令和2年5月1日版】」に準じることとします。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/\\_icsFiles/afieldfile/2020/05/01/syoumeisyo\\_qanda.pdf](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/_icsFiles/afieldfile/2020/05/01/syoumeisyo_qanda.pdf)

	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局	
7	緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	

※日本学生支援機構のホームページから引用

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

※各制度の詳細については、実施機関にお問合せください。

Q 9 公的支援を受けている、または受ける予定ですが、証明書の発行に時間がかかる等の理由で期限までに公的支援の受給証明書を提出できない場合、後日でも提出可能ですか？

A 9 受給証明書は後日提出可能としますが、発行され次第速やかに提出してください。